

リハビリセンターひのき 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定医療法人社団 潤恵会（以下、「事業者」という。）が開設するひのき介護医療院リハビリセンターひのき（以下、「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院 リハビリセンターひのき
- (2) 所 在 地 東京都足立区新田2-16-13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
理学療法士 1名
- ②職 員 職員は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

医師	1名以上
理学療法士	2名以上
看護職員	1名以上
介護職員	8名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 : 月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営 業 時 間 : 9時から17時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所のサービス提供時間及び利用者の定員は、下記のとおりとする。

□1単位

- 1 サービス提供時間帯 午前9時00分から午後4時30分
- 2 定員 30人

□2単位

- 1 サービス提供時間帯 午前9時20分から午後1時00分
- 2 定員 8人

□3単位

- 1 サービス提供時間帯 午後1時00分から午後4時30分
- 2 定員 4人

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載されている割合の額とする。

□1単位

- ① 機能訓練
- ② 入浴
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 口腔機能訓練
- ⑦ 栄養指導

□2単位

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎

(利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、重要事項説明書に記載するものとし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護負担割合証に記載されている割合の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費用及び食材料費、おむつ代にかかる諸経費については、重要事項説明書に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにかかる利用者等は、重要事項説明書で指定する方法により支払うものとする。

- 5 利用者のご都合でサービスの利用を中止する際には、「重要事項説明書」に定めたキャンセル料がかかるものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションについて、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所リハビリテーションの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

- 足立区：新田1～3丁目、鹿浜1～8丁目、堀之内1～2丁目、椿1～2丁目
江北1～7丁目、宮城1～2丁目、小台2丁目、扇2丁目、谷在家2～3丁目
- 北区：王子1～5丁目、豊島1～8丁目、東十条1～6丁目、神谷1～3丁目
志茂1～5丁目、赤羽南1～2丁目、赤羽2丁目、岩淵町

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理及び職員の健康管理)

第13条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。

- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。また、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行う。

防火責任者	管理者	後藤 健夫
防災訓練	年2回	
避難訓練	年2回	
通報訓練	年2回	

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。
- 2 管理者もしくは事業所が定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しておかなければならない。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

- 第17条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第18条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(身体的拘束その他行動制限)

- 第19条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しない。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠内容、見込まれる期間について十分説明する。また、この場合、事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明する。なお、サービスの提供記録にその内容を記載する。

(感染症発生及びまん延等に関する事項)

第20条 事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催
- 2) 職員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
- 2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- 3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(ハラスメントの防止)

第23条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業者は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を書面にて取り交わすものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定医療法人社団 潤恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則2

この規程は、令和4年12月 1日から施行する。

附 則3

この規程は、令和6年 9月 1日から施行する。